

無償化の対象範囲の概要について、下記フローチャートでご確認ください。

手続き⇒保育の必要性や利用する施設・事業、児童の年齢などにより異なります。

(●)の施設⇒無償化に係る新たな手続きはありません。

(★)の施設サービス⇒無償化に係る手続きが必要です。

※手続き方法はホームページや施設を通じお知らせします。

※市外施設を利用の場合も泉南市での手続きが必要となります。

無償化の対象外⇒食材料費、教材費、行事費、バス送迎費等

※1 保護者が働いている・病気のため保育できない等です。

※2 施設が預かり保育を未実施の場合、認可外保育施設の利用料なども無償化の対象になる場合があります。

